



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 かどや製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 小澤二郎
(JASDAQ・コード番号:2612)
問合せ先 取締役常務執行役員管理部長 水戸 優
(電話 03-3492-5545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第49回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当会社定款につき、以下の理由により、変更するものであります。

- (1) 株主総会において、より充実した情報の開示を行なうことができるよう、変更案第17条を新設するものであります。
- (2) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行なうことができるよう、変更案第26条を新設するものであります。
- (3) 取締役の機能強化を目的に平成15年度に導入した執行役員制度により、取締役を削減し10名以内を維持しているため、取締役の員数を3名以上から10名以内に改めるものであります。また、表現を統一するため、監査役の員数を3名以上から5名以内に併せて改めるものであります。
- (4) 上記のほか、会社法に合わせた表現の変更、必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定 平成18年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生予定日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社は、かどや製油株式会社と称し、英文ではKADOYA SESAME MILLS INCORPORATEDと表示する。	第1条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。 1 油脂原料の搾油精製及び加工 2 油脂原料、油脂製品の販売及び輸出入 3 油脂原料の海外における開発、生産並びに販売 4 化粧品、医薬品、医薬部外品の製造並びに販売 5 飲食店の経営 6 前各号に附帯関連する一切の業務	第2条 <現行どおり>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。	第3条 <現行どおり>
<u><新 設></u>	<u>(機関)</u>
	第4条 当会社は、 <u>株主総会</u> および <u>取締役</u> のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法</u> により行なう。

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(会社が発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社が発行する株式の総数は、 16,000,000株とする。ただし、株式の消却 が行なわれた場合は、これに相当する株式 数を減ずる。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 16,000,000株とする。
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第6条 当会社は、取締役会の決議により、自 己の株式を買受けることができる。	第7条 当会社は、取締役会の決議によって市 場取引等により自己株式を取得するこ ができる。
(1単元の株式の数)	(単元株式数)
第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株 とする。	第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株券の不発行)	(株券の発行)
第8条 <新設> 当会社は1単元未満の株式について 株券を発行しない。	第9条 当会社は株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当会社は単元 未満株式に係る株券を発行しないこ ができる。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人 を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議により選定する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含 む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、 名義書換代理人の事務取扱場所に備え置 き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券 喪失登録簿への記載または記録、単元未満 株式の買取り、その他株式に関する事務 は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。	第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議により選定する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含 む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新 株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取 扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登 録簿および新株予約権原簿への記載また は記録、単元未満株式の買取り、その他株 式ならびに新株予約権に関する事務は、株 主名簿管理人に取扱わせ、当会社において は取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日)	(基準日)
第11条 每決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または、登録質権者とすることができます。	第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集)	(招 集)
第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。	第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

現 行 定 款	変 更 案
<u><新 設></u>	
(総会の決議の方法)	
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって <u>これを行なう</u> 。	② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
② <u>商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって<u>これを行なう</u>。</u>	(総会の決議の方法)
(議決権の代理行使)	
第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権の行使 <u>をする</u> ことができる。	第15条 株主は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。	② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。
<u><新 設></u>	
(総会の議事録)	
第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。	第16条 株主総会参考書類等のインターネット掲示とみなし提供)
(株主総会参考書類等のインターネット掲示とみなし提供)	
第17条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第17条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(総会の議事録)	
第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。 (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会 <u>で</u> 選任する。 ② 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上</u> を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって <u>これを行なう</u> 。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (代表取締役および役付取締役) 第19条 当会社は、取締役会の決議により <u>代表取締役を選任</u> する。 ② 代表取締役は、各自会社を代表し、 <u>取締役会の決議に基づき</u> 会社の業務を執行する。 ③ 取締役会は、その決議により取締役社長1名を <u>選任</u> し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>選任</u> することができる。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の <u>決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (相談役、顧問) 第21条 取締役会の決議により、相談役または顧問を委嘱することができる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の <u>決議によって選任</u> する。 ② 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上</u> を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 ③ <現行どおり> (代表取締役および役付取締役) 第21条 当会社は、取締役会の決議によって <u>代表取締役を選定</u> する。 ② 代表取締役は、各自会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を <u>選定</u> し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>選定</u> することができる。 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (相談役、顧問) 第23条 取締役会の決議によって、相談役または顧問を委嘱することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が <u>これを招集しそ</u> の議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が <u>これに代わる。</u> ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が <u>招集し</u> 議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が <u>招集し、議長となる。</u> ② <現行どおり>
(取締役会の決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって <u>これを行なう。</u>	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。
<新 設>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第27条 <現行どおり>
(取締役の報酬および退職慰労金) 第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、3名以上とする。	(監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。
(監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会で選任する。	(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行なう</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終<u>の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、その互選により、常勤監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行なう</u>。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 <現行どおり></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <現行どおり></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	(会計監査人の任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
<新 設>	(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。	第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
(利益配当金)	(期末配当金)
第35条 利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。	第41条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
(中間配当)	(中間配当金)
第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）を行なうことができる。	第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
(利益配当金等の除斥期間)	(期末配当金等の除斥期間)
第37条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。	第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

以 上